

盛岡広域振興局長告示第23号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
滝沢市葉の木沢山298番97及び298番99	28.28	6.00	令和6年3月11日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び滝沢市役所に備えておいて縦覧に供する。